

社会福祉法人 益子町社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人益子町社会福祉協議会（以下「社協」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の費用弁償の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 役員等が社協の会議に出席したときは、日当として1,000円を費用弁償として支払い、公務のため旅行したときは、社会福祉法人益子町社会福祉協議会職員の旅費に関する規程を準用する。

(委任)

第3条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。